

堺市泉ヶ丘プール業務仕様書【再々公募】(案)

堺市泉ヶ丘プールの指定管理者が行う業務内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、堺市泉ヶ丘プールの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

2. 施設の概要

- (1) 施設の名称 堺市泉ヶ丘プール (以下「泉ヶ丘プール」という。)
- (2) 設置年月 昭和 47 年 4 月
- (3) 設置場所 堺市南区三原台 2 丁 9 田園公園内
- (4) 施設規模 敷地面積 23,843 m²
- (5) 施設内容 別添 泉ヶ丘プール平面図参照
- | | | | |
|------------|--|--------------|------------------------|
| ア 流水プール | 不整形 | 水深 1.0m~1.2m | 1,384.3 m ² |
| イ ドーナツプール | 不整形 | 水深 0.7m~0.9m | 810.3 m ² |
| ウ 50mプール | 長さ 50m 幅 20m | 水深 1.0m~1.2m | 956.5 m ² |
| エ スライダープール | 不整形 | 水深 0.3m~0.5m | 366.4 m ² |
| オ 滝プール | 不整形 | 水深 0.3m | 67.2 m ² |
| カ 幼児用プール | 不整形 | 水深 0.3m | 107.5 m ² |
| キ 管理棟等 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟 鉄筋コンクリート造 地上 3 階、地下 1 階 (事務室 1 箇所・更衣室 2 箇所・シャワー室・介護室・トイレ 4 箇所) ・機械室棟鉄筋コンクリート造・濾過装置 4 基 ・プールサイドトイレ 2 箇所 <p style="margin-left: 2em;">計 延床面積 2,070 m²</p> | | |
| ク 売札所・売店 | 2 箇所(3 箇所まで可)・駐輪場 | | |

3. 開場時間及び休日

開場時間及び休日は、堺市公園条例第 32 条第 1 項第 2 号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、変更しようとする際にも指定管理者が市長の承認を得て行うものとする。

4. プールの運営に関する業務

(1) 受付業務

ア 業務内容

- (ア) プール入口及び団体入口の整理
- (イ) 券売機、両替機の故障時の対応
- (ウ) ベビーカーや大型浮き輪、傘等ロッカーに入らないものの一時的預かり
- (エ) 不正入場者の排除
- (オ) 拾得物等の対応
- (カ) 電話応対、放送等の事務
- (キ) 来場者の自転車及び単車の整理

(ク) 駐車場に入場する車両の整理

(田園公園駐車場は平成31年度以降使用できない可能性があります。)

(2) 利用料金の収受、減額免除事務

- ア 泉ヶ丘プールの利用料金は、指定管理者の収入とする。
- イ 利用料金の額は、堺市公園条例第31条の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- ウ 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準により行うこと。なお、減免にあたっては差別的な取扱いがないようにすること。
- エ 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。
- オ 指定管理者は、堺市公園条例第26条に基づき公園の使用許可を行い、条例の定める金額の範囲内で利用料金を指定管理者の収入とする。但し、都市公園法第5条に基づく公園施設設置管理許可及び都市公園法第6条に基づく占用許可は市が行い、その使用料は市の収入とする。

(3) プール監視業務

ア 業務内容

- (ア) 遊泳者の監視
- (イ) 溺水者の救出
- (ウ) 傷病者の応急措置、看護
- (エ) 危険禁止行為の予防、発見と措置
- (オ) 暴力行為の予防及び盗難防止
- (カ) プール諸施設（シャワー、便所等）の清掃及び点検、フロア散水
- (キ) 休憩時のラジオ体操の指導、水面及び水中監視、プール諸施設の点検
- (ク) 非常事態発生時の入場者の避難誘導
- (ケ) その他、遊泳者の安全とプールの円滑なる管理に必要なこと

イ 服装及び装備

- (ア) 利用者へ不快な感じを与えない、かつスタッフとしてすぐに認識される身なりとする。
- (イ) プール監視に携わる者は無線機、メガホンや警笛等を携行すること。

ウ 監視員詰所

- (ア) 業務に必要な従事者の詰所は、プール付帯施設の一部を提供する。
- (イ) 同施設の使用は善良なる管理のもとに使用し本業務の目的以外には使用してはならない。また、本業務終了後は直ちに後片付け並びに清掃を実施し、原状復帰した後、市の確認を受けること。

エ 業務に要する器材等

- (ア) 業務に要する器材については、貸与する備品類を除き、指定管理者の負担とする。
- (イ) 指定管理者はプール施設内への業務に必要なもの以外は一切持ち込まないこと。

オ 配置ポスト数

- (A) 閑散期 7月20日までの平日
- (B) 標準期 (A) 及び (C) 以外の日
- (C) 繁忙期 7月11日以降の土日祝、7月21日から8月24日まで

配置者	(A)	(B)	(C)
管理責任者	1	1	1
副管理責任者（監視員ポストへ配置）	1	1	1
衛生管理者	1	1	1
救護員	1	1	1
	2 (開場期間中の土日祝、盆のみ)		
受付責任者	1	1	1
受付	2	3	4
巡回員	3	5	6
監視員（流水、ドーナツプール）	6	9	9
監視員（50mプール）	2	4	4
監視員（スライダープール）	1	2	2
監視員（幼児用プール）	1	1	1
フリー監視員	4	4	5
交替要員（緊急時の対応）	4	5	7
更衣室担当員（男女各1）	2	2	2
夜間保安警備員	1	1	1
場外車両整理警備員	3		
	(開場期間中の土日祝、盆のみ)		
合計 (土日祝、盆のみ右欄に5名を加える)	31	41	46

注：盆は8月13日から16日までとする。

注：夏場の暑い季節での集中力の必要なプールの監視は、交替要員（緊急時の対応）を配置すること。なお、交替要員は監視員に求める同等の条件、経験を有すること。（連続監視1時間30分に対し、15分から30分の休息を与えることを基本とする。）

注：7月1日～8月31日を開場想定期間と考えており、それ以外の期間において開場を行う場合、これに係る費用は指定管理者の負担とする。ただし平成31年度は8月31日をもって閉場すること。

(ア) 業務責任者

- ① プール開場期間中のプール警備監視に関する業務、運営管理に関する業務、開場前のプール内水中清掃等の業務を統括する総責任者として、1名の業務責任者を配置する。
- ② この任にあたる者は特に業務に精通した管理職相当の地位にある者を従事させること。
- ③ 業務責任者は、管理責任者、監視員を統括し、警備監視業務等の内容をプール開場期間中の従事者に熟知させ、指導するものとし、その他遊泳者の安全と秩序を維持し、本プールの円滑なる管理運営に必要なことを行う。

(イ) 管理責任者（業務責任者と兼務可能）

- ① プール開場期間中のプール警備監視に関する業務、運営管理に関する業務、開場前のプール内水中清掃等のすべての従業員のマネジメントを統括する者として、1名の管理責任者

を配置すること。

- ② この任にあたる者は当該業務経験3年以上が望ましく、「プール安全管理者」、「水泳指導管理士」、「水上安全法救助員Ⅰ」、「プールライフガード」のいずれかの資格を有することとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ 管理責任者は監視員等を統括し、警備監視業務等の内容をプール開場期間中の従事者に十分に熟知させ、指導するものとし、その他遊泳者の安全と秩序を維持し、本プールの円滑なる管理運営に必要なことを行う。
- ④ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。
- ⑤ プール開場期間中は、プール事務所を閉鎖することは差し支えないが、利用者への電話連絡・問合せ先を確保すること。また、管理責任者又はその代理者がプール事務所まで1時間以内で来所できる体制を確保すること。

(ウ) 副管理責任者

管理責任者を補佐する者であり、管理責任者に求める同等の資格、経験を有すること。

(エ) 衛生管理者

- ① プールの衛生及び管理の実務を担当し、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生を維持管理する者として、1施設に1名の衛生管理者を配置すること。
- ② この任にあたる者は「プール衛生管理者」資格を有するものとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。

(オ) 監視員・フリー監視員

- ① プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行い、事故発生の実態等を直ちに業務責任者又は管理責任者に報告すること。
- ② 監視業務従事者は年齢18歳以上かつ50m以上の泳力を有するものとする。
- ③ 監視員は一定範囲内の監視業務を行うものとする。
フリー監視員は監視員による監視業務の死角となる場所やプール利用者が密集する場所など、特に監視が必要となる場所の監視業務を行うものとする。

(カ) 救護員

- ① 傷病者の応急救護を行う者として、1施設に1名配置する。
- ② この任にあたる者は「水上安全法救助員Ⅰ」、「救急法救急員」、「上級救命講習」のいずれかの資格を有するものとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。

(キ) 巡回員

- ① プールサイドや更衣室等、施設内を巡回するとともに、清掃活動を適宜行い、安心・安全の向上と利用者サービスの向上に努め、作業内容は下記のとおりとする。
 - a プールサイドや更衣室等での危険禁止行為の予防、発見と処置。
 - b プールサイドや更衣室等での暴力行為の予防及び盗難防止。
 - c プール諸施設（トイレ、更衣室、シャワー等）の清掃及び点検、フロア散水。
 - d 拾得物等の対応、利用者への場内説明と案内。
 - e 休憩時のラジオ体操の指導、プール諸施設の点検。

- f 非常事態発生時の入場者の避難誘導
- g その他入場者の安全とプールの円滑なる管理に必要なこと。

(ク) 場外車両整理警備員

①警備業者の警備員を、交通の誘導に従事させること。

(ケ) 上記(ア)から(ク)の配置者の資格等について

配置者に資格を求めている場合において、求めている資格以外の資格等であっても市との協議によりその知識、技術等を満たすものと認められる場合は、その資格等を有する者を配置することも可能とする。

また、上記の配置者において、資格証の写しの提出を求めているものについては、それぞれの資格等が確認できる書類を提出すること。

(4) 応急処置及び救急看護業務

- ア プール施設内で傷病者が発生した場合には、速やかに応急救護にあたること。
- イ 発生事象によっては、速やかに所管消防署への救急要請を行い、救急隊到着までの間、応急処置を行い続けること。
- ウ 薬剤等の確認を行い、不足なもの、必要なものについては指定管理者の負担で補充すること。
- エ 瑕疵の有無に関わらず、看護・応急処置等行った全ての場合において、事故報告書を指定の様式で提出すること。

5. プールの維持管理等に関する業務

(1) ろ過装置運転、保守管理業務

ア 作業方法

- (ア) ろ過装置がプール水を正常にろ過、浄化するよう運転操作、点検、調整すること。
- (イ) ろ過装置が正常に稼働するよう電気系統及び機械系統の装置の点検を行うこと。
- (ウ) 砂及びアンスラサイトをを用いたろ過装置であるので、無機質凝集剤(アクアピル)等を使用して洗浄し、プール水が法令基準の範囲内の清浄度を保つよう管理すること。
- (エ) 各プール水位測定並びに水量調整すること。
- (オ) 電気、機械設備運転操作中は特にポンプ、モーター等の異常音と圧力計の指示に注意を配ること。
- (カ) 機械設備の整備に必要な消耗品を備え、常に機械運転に支障のないように留意すること。
- (キ) 機械室及び作業員控え室は衛生管理に努め、火気取り扱いについて十分留意すること。
- (ク) ろ過装置の良好な運転を維持、保全するため業務開始までに始業点検及び試運転整備を行い、また業務終了後保守点検整備を行うこと。

(2) 施設内消毒業務

(厚生労働省健康局長・薬事局長通達 健発第855号、医薬発第909号参照のこと)

ア 作業方法

- (ア) 作業従事者は身体保護のため防塵眼鏡、前掛、ヘルメット等を着用すること。また、薬剤の使用方法を熟読のうえ、規定内の希釈で散布すること。
- (イ) 作業中の安全対策として、バリカー等で人が立ち入らないよう安全対策を行うとともに散布不要な場所があれば防止措置を行うこと。

- (ウ) 薬剤を散布するに当り、移動可能な障害物があればその物を移動し、散布を行うこと。
散布後は元の位置に戻すこと。
- (エ) 薬剤は、害虫用と殺菌用の2種を使用すること。
- (オ) 化学反応の恐れがある場合は、作業時間を変更すること。(場合により翌日散布を行うこと。)
- (カ) 薬剤散布の量は均等に散布する。ただし、現場状況により市の指示に従うこと。

イ 対象

- (ア) 管理棟(事務所、更衣室等含む)
- (イ) トイレ
- (ウ) その他必要と認められる箇所
- (エ) 売店

ウ 使用薬剤

- (ア) 使用する薬剤等は、薬事法上の承認を受けた医薬品及び医薬部外品であり、効果が持続するものを使用すること。
- (イ) 具体的な薬剤等については市と協議のうえ決定すること。

エ 安全管理

- (ア) 機械器具等は日常点検を行い薬剤等危険物の保管は厳重に行うこと。
- (イ) 薬剤を散布する際、出入口等の数か所に「薬剤散布中」の張り紙を行うこと。
散布に伴い火災警報機等の誤作動の恐れがある場合は、事前に市及び関係機関に連絡を行うこと。作業に起因する損傷及び事故等については指定管理者の責において発生時から修復完了まで全ての事項について誠意をもって解決すること。

(3) 水質保全業務

ア 作業方法

- (ア) 毎日、プール開場時間前に水中クリーナー等を使用し、プール内(水面、水中、水底)の異物、ゴミ等を除去し遊泳者の安全確保と不快感を与えないように、プール開場前までに作業を終了するものとする。
- (イ) プール水の遊離残留塩素の測定及びPH値、水温、気温の測定を行い、法令に定める基準で保持する。又、測定は1時間ごとに各プール面对角線上(中央も含む。)3か所で行うこと。また、前記の報告書を翌日に提出すること。
- (ウ) 滅菌装置の適正な運転及び滅菌用次亜塩素酸ソーダ液、ハイクロン錠剤の注入と点検、注入量の記録を行うこと。また、前記の報告書を翌日に提出すること。
- (エ) 強制シャワー下及び足洗い場の各測定を行い、日誌に記入すること。
- (オ) 過度の薬品注入による遊泳者への影響が生じないように調整すること。
- (カ) 水温が高い場合、新たに水道水を注水し水温降下を図る対策を行うこと。
- (キ) 巡回時にはプール内の沈積物及び浮遊物の除去を行うこと。
- (ク) 薬品の管理は、安全かつ適正に行うこと。
- (ケ) その他、水質管理・水質検査について所管保健所の指示に従うこと。

(4) 水質検査業務

ア 検査項目

(ア) 水質検査A

PH値、残留塩素測定、過マンガン酸カリウム消費量、濁度、大腸菌群、一般細菌

(イ) 水質検査B

総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、グロモジクロロメタン、ブromoホルム）、レジオネラ菌

イ 頻度

水質検査A、水質検査Bともに月1回以上（9月は除く）

ウ 対象

(ア) 水質検査A 21か所

- ① 流水プール 内・外 8か所
- ② 50mプール 5か所
- ③ 滝プール 3か所
- ④ スライダープール 4か所
- ⑤ 幼児用（噴水）プール 1か所

(イ) 水質検査B

総トリハロメタン 6か所

- ① 流水プール 内・外 2か所
- ② 50mプール 1か所
- ③ 滝プール 1か所
- ④ スライダープール 1か所
- ⑤ 幼児用（噴水）プール 1か所 計6ヶ所
- レジオネラ菌 1か所
- ⑥ 幼児用（噴水）プール 1か所

上記、水質検査の報告書の写しを市へ15日以内に提出すること。

(5) 清掃・除草・剪定等業務

ア 業務の内容

(ア) プールフロアの清掃、除草・抑制剤散布（別添泉ヶ丘プール平面図参照）

(イ) プール内及びプール壁面清掃（別添泉ヶ丘プール平面図参照）

(ウ) トイレ清掃 ※1

プールサイド2か所、更衣ロッカー室2か所、事務所2か所 計91.66m²

(エ) 室内清掃 ※1

管理棟（事務室、ホール、通路、ロッカー、シャワー室等） 計1,131.4m²

(オ) 備品清掃、設営、収納

(カ) 樹木剪定

高木：71本 中木：18本 低木：6,953本 生垣：234本

但し本数については、現状を優先します。

(キ) 花壇の草花植付け（植栽柵内総面積 約543m²）

(ク) プール内施設の点検及び修理：トイレ、水道設備（散水栓、目洗い場、シャワー等）、ロッカー、各プール防水シート

(ケ) セアカゴケグモ等の危険害虫及び樹木害虫の駆除

イ 作業頻度

開場前1回以上、開場中適宜

※1 トイレ清掃、室内清掃について

清潔を第一として、毎日清掃を行うだけでなく、プール営業時間中は適宜、巡回し清潔さが保たれているか点検確認すること。また、ゴミ、汚れ等を視認したときは、直ちに清掃を行うこと。

(6) 売店及び自動販売機運營業務

ア 作業方法

(ア) 販売品目については事前に協議し、また価格については市価に対し適正なものとし、店頭
に明記すること。

(イ) 常に清潔にし、売店、自動販売機付近を適宜清掃すること。

(ウ) 自動販売機には、転倒防止措置を講ずるとともに、利用者の安全確保のため、毎日点検し、
異常があった場合は、撤去する等利用者の安全確保を重視して適切かつ迅速に対応するこ
と。

イ 留意事項

(ア) 業務に起因して生じた事故、苦情等は指定管理者の責任で解決すること。

(イ) 食品の衛生管理について、食品衛生講習会を受講し、必要に応じて保健所より飲食営業の
許可を得ること。

(ウ) 市に「施設及び備品等原状変更申請書」を提出し、承認を受けること。

(7) 苦情・要望対応

利用者からの苦情・要望に対しては、市と協議を行って迅速かつ適切に対応すること。対応した
内容については、速やかに市に報告するとともに、管理運營業務に活かすこと。

また、指定管理者の管理運營業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡ま
たは引継ぎを行うこと。

(8) ホームページの作成等広報活動

ア ホームページの作成

ホームページを開設し、施設の案内や催し等の最新情報の発信を行うとともにデータ更新を随
時行うこと。

イ 問合せ対応

電話・メール等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。

(9) 防犯、防災業務

ア 監視、警戒

(ア) プール出入者に対する監視並びに出入業者に対する対応、監督指示を行うこと。

(イ) 盗難、危険物の持ち込み、その他プール内の秩序を乱す恐れのあること等に対する警戒並
びに防止を行うこと。

イ 防止、対策

(ア) ガス栓等、出火の恐れのある箇所や消防器具の点検並びにその他防止を行うこと。

- (イ) 防火管理者を各施設に1名配置し、その者の氏名を市に報告すること。
- (ウ) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、業務従事者に指導を行うとともに、市に報告しマニュアルを提出すること。

ウ 巡視

- (ア) プール内門扉、シャッター等の開閉、施錠点検、消灯の確認を行うこと。
- (イ) 漏水の有無の確認を行うこと。
- (ウ) 建物、付属設備の器具、備品等の損傷の確認を行うこと。
- (エ) その他施設内の巡視を行うこと。

エ 管理棟機械警備

- (ア) 管理棟について、閉場期間中はセンサー等による機械警備（常時警備）を実施すること。

(イ) 警備対象物

泉ヶ丘プール管理棟 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 延床面積1,849m²

(10) 研修

- ア 業務従事者に必要な研修を行い、その資質の向上に努めること。
- イ 個人情報保護の体制を取り、職員に周知徹底を図ること。
- ウ プール営業開始日までに、業務従事者を対象に所管消防署の指導による下記の訓練を実施すること。
 - (ア) 水難救助訓練
プール従事者全員を対象に水難救助訓練の指導を受けること。
 - (イ) 火災訓練
全員が参加する火災訓練を実施すること。
- エ プール開場期間中は、救急救護に関する研修を月2回以上（9月は除く）実施すること。
- オ 研修を行った際は、実施日の日報にその旨記載し、研修報告書（実施状況写真添付）を指定の様式で提出すること。また、その提出の際には研修で使用したテキスト等の資料も併せて提出すること。

(11) 非常事態及び事故発生時の対応

- ア 事前に非常事態発生時における連絡通報体制表を作成すること。
- イ 非常事態発生時の際は迅速かつ的確な事態を確認し、利用者の避難誘導等、臨機応変の処置を講じるとともに業務責任者は速やかに市に連絡通報すること。

(12) 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に参加すること。また、泉ヶ丘公園事務所と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

(13) 備え付けの備品と物品の購入等について

施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行うこと。また、破損、不具合が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

- ア 現に備えている備品類は指定管理期間内において指定管理者にこれらを貸与する。

(備品一覧参照) 但し、これらの管理や修繕に係る経費は、指定管理者の負担とする。

- イ 市の所有に属する物品等については、堺市財産規則その他の規則に基づいて管理するものとする。
- ウ 市が貸与する備品を故意または過失によって毀損滅失した場合は、速やかに市へ報告すること。
- エ 消耗品は、施設の運営に支障をきたさないよう、適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。

(14) 施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議(申請書様式あり)の後、市長が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。また、指定期間終了に際しては、設備等を原状回復し、市に返還するものとする。原状回復費用については指定管理者の負担とする。

(15) その他

- ア 指定管理者が行う業務で発生したゴミは、分別して指定管理者の責任において適正に処分すること。
- イ 業務に伴う光熱水費は、指定管理者が負担すること(売店、自動販売機に係る光熱費含む)。なお、月末毎に電力、水道メーターの検針・記録を行い、市へ報告すること。
- ウ 合成洗剤の使用は禁止とする。
- エ オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策の実施
オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施細目に基づき、市民に対する緊急時の発令等を行うこと。
次のとおりの色による表示旗を掲出すること。
 - ① 予報 緑色
 - ② 注意報 黄色
 - ③ 警報 だいたい色
 - ④ 重大緊急警報 えんじ色
- オ 微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起時の対応
PM2.5注意喚起が行われた際には、市の指示に従うこと。

6. 賠償責任保険について

施設賠償責任保険に加入すること。

(1) てん補限度額

ア 対人賠償

被害者1名当たりのてん補限度額	5千万円以上
1事故全体のてん補限度額	2億円以上

イ 対物賠償

1事故全体のてん補限度額	5百万円以上
--------------	--------

(2) 被保険者名

市及び指定管理者

(3) 保険期間

指定管理全期間

(指定管理期間開始年度の5月1日0:00～指定管理期間終了年度の9月30日24:00まで)

(4) 保険加入の確認

各年度開始前までに保険契約を締結し、かつその証券の写しを提出すること。

7. 報告書、検査について

(1) 報告書の提出

ア プール営業期間終了後、30日以内に市に中間報告書を提出すること（最終年度は除く）。

イ 年度終了後、30日以内に市に事業報告書を提出すること。

ウ 月例報告を翌月の15日までに市に提出すること。

エ 開場期間中は、業務日報、安全管理日報、水質管理日報、監視員配置日報を提出すること。

(2) 立入検査について

市は、必要に応じて施設管理、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

8. 自主事業（任意）

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができます。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属します。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとします。施設の管理運営に関する管理運営業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても月例報告書で報告してください。

9. 一般的な注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(2) 指定管理者が施設の管理運営にかかる規則等を策定する場合は、市と協議すること。

(3) 各種規定がない場合には、市の諸規定に準じて、あるいはその理念に基づき業務を実施すること。

(4) 市が主催・協賛・後援・その他の形態で当該施設を使用する場合は協力すること。

10. 協議

(1) 指定管理者は、この仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

(2) 指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

11. 市として求める目標・水準等

区分	項目	目標・水準等
① 適正な管理運営の確保に関する目標	利用者の安全確保	指定管理者の管理瑕疵に係る事故発生件数0件
② 利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者アンケート調査における施設運営に関する満足度の「水質、快適性、スタッフ、売店」の項目	満足度「満足」「やや満足」の合計90%以上
③ 収支に関する目標	利用料金収入額 (プール・ロッカー利用料金)	利用料金収入目標額 (29,121千円以上/年)

泉ヶ丘プール平面図

(平面図は、容量が大きいため、別途PDFファイルとして添付。なお、公表の際は、書類を全てPDFにするので、その時に結合します。)